

第6 構造設備等基準

○ 構造設備基準

項目		基準
全般	区分	<input type="checkbox"/> 隔壁等により区画すること。(条例4条1項1号)
	採光・照明・換気	<input type="checkbox"/> 充分にすること。(法12(13)条3号) <input type="checkbox"/> (採光・照度) 作業面照度は100ルクス以上。(施行規則27条1号) 300ルクス以上が望ましい。 <input type="checkbox"/> (換気) CO ₂ 濃度5,000ppm以下に保つことができるもの。 機械換気設備を設けることが望ましい。(施行規則27条2号)
	天井	<input type="checkbox"/> じんあいの落ちない構造とすること。(条例4条1項6号)
作業場	面積	<input type="checkbox"/> 規定面積(待合所、便所、倉庫等業務に直接関係のない場所を除いた施設の内りの面積)を下回らないこと。(条例4条1項2号) 【理容所】 理容用いす 1台 9m ² " 1台超, 5台以下 9m ² + (超過台数×1.65m ²) " 5台超 15.6m ² + (超過台数×3.3m ²) 【美容所】 美容用いす, ドライヤー, セット台 4台以下 9m ² " 4台超 9m ² + (超過台数×1.65m ²)
	床・腰板	<input type="checkbox"/> 不浸透性材料を使用すること。(施行規則26条1号) <input type="checkbox"/> 清掃しやすい構造であること。(衛生管理要領)
	洗場	<input type="checkbox"/> 流水装置とすること。(施行規則26条2号) <input type="checkbox"/> 手指, 器具等の洗浄のための洗場及び洗髪のための洗場をそれぞれ設けること。(条例4条1項4号) <input type="checkbox"/> 給湯設備を設けること。(燃焼によるものは, 密閉型又は半密閉型が望ましい。)(衛生管理要領)
	消毒設備	<input type="checkbox"/> 規定の消毒方法を講ずることができる設備を設けること。(法12(13)条2号)(消毒室が望ましい。) 設備例: 紫外線消毒器, 煮沸, 蒸気消毒器, 薬剤消毒用器具(濃度調整等に必要なもの(容器, 計量器)) <input type="checkbox"/> 従業員専用の手洗い設備を設け, 手指消毒のための消毒液を常備すること。(衛生管理要領)
	器具等の収納設備	<input type="checkbox"/> 未消毒のもの, 既消毒のものをそれぞれ区別して収納できる設備を設けること。(条例4条1項5号)
	その他	<input type="checkbox"/> 器具・布片は必要な数を備えること。(条例4条1項7号) (消毒を要する器具については, 常に消毒済の器具が確保できる数とすること。) <input type="checkbox"/> 汚物箱・毛髪箱はふた付きの物を備えること。(施行規則26条3号)
	待合所	<input type="checkbox"/> 作業場と明確に区分されていること。(条例4条1項3号) (作業場内を往来しないような場所であること。)

その他留意事項

- 1 適当な広さの更衣等を行う休憩室を備えることが望ましい。
- 2 便所には, 石鹸等を備えた専用の流水式手洗い設備を有することが望ましい。
- 3 洗い場は, 使用した器具を洗浄するための器具洗い場として, 器具の形状, 数量に応じたものとする。